

## 第5期第7回練馬区地域福祉計画推進委員会

- 1 日時 令和6年8月29日（木）午後6時～午後8時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎アトリウム地下 多目的会議室
- 3 出席者 **【委員】**  
今井委員、浦嶋委員、大竹委員、岡本委員、木内委員、佐久間委員、佐藤委員、田中委員、千葉委員、月橋委員、中島委員、奈須委員、的野委員、森委員、二葉委員、山本委員、渡邊委員（以上17名）  
**【区出席者】**  
福祉部長、福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、地域振興課長、協働推進課長、建築課長、地域福祉係長、ひと・まちづくり推進係長、福祉のまちづくり係長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
  - (1) 次期練馬区地域福祉計画策定に向けた意見まとめ（施策1・2）たたき台について
  - (2) 練馬区の重層的支援体制の整備について
  - (3) 部会からの報告
  - (4) 地域福祉活動計画の進捗状況について

○委員長 第5期第7回地域福祉計画推進委員会を開催いたします。台風が西からゆっくり来ており、九州のほうは大変で被害が大分出ているようです。そのうちこちらにもやってきますので、皆様もお身体を大切にいただき、防災にしっかりと対応していただければと思います。また、それぞれの地域において防災の関係についてしっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、事務局から委員の出席状況、また今回の情報公開と傍聴の方について報告をお願いします。

○事務局 委員の出席状況について御報告いたします。現在17名の委員に出席をいただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方が2名いらっしゃいます。また、会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、確認をお願いいたします。

○委員長 次に、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 （資料確認）

○委員長 閲覧用の資料は、閉会后机の上に置いたままお帰りください。

それでは、議題に入りたいと思います。次第2の「次期練馬区地域福祉計画策定に向けた意見まとめ（施策1・2）たたき台について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1「次期練馬区地域福祉計画策定に向けた意見まとめ（施策1・2）（たたき台）」を御覧ください。

6月および7月の親会で、施策の方向性（案）に対していただいた意見をまとめたものです。本日はこちらの内容と、これらの意見を取り入れ修正した資料2-4「各施策の方向性（案）」を合わせて御確認いただきたいと思います。

＜施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する＞

区から提示された重点的取組項目

- 1 地域の福祉力を支える担い手を応援する
- 2 区民との協働で地域・社会とのつながりを支援する
- 3 区民の地域課題を解決する力を引き出す

「施策提言（まとめ）」は、3つの取組項目への意見を総括したもので、後ほど御確認いただきます。

【主な意見】

「取組項目1 地域の福祉力を支える担い手を応援する」について

町会・自治会に関して

- (1) 紙媒体の情報発信では、障害のある方に情報が行き届いていないのではないかと心配があるため、配布の手段を考える必要がある。
- (2) 町会活動につながっていない方に対して、活動内容が伝わるように工夫し、参加しやすくなるよう取り組んでいく必要がある。
- (3) 以前に「町会・自治会あり方検討会」があり、町会運営についての大変さを共有することができた。こういう機会を設けてほしい。

保護司の活動に関して

- (4) 大津市の事件を受け、保護司や担い手候補の不安が払拭されるよう、関係機関が連携・協力できるとよい。

地域活動団体に関して

- (5) 基盤強化への支援を求める。
- (6) 「つながるカード」や「ねりま地域活動ニュース」等の事業を継続し、活動を支援してほしい。

「取組項目2 区民との協働で地域・社会とのつながりを支援する」について

- (7) 民生・児童委員は課題を抱えた家庭を見守るケースがある。家庭全体で課題を抱えている場合があり、見守り、適切な機関につなぐことが必要である。
- (8) 地域の活動者を支援する「地域福祉コーディネーター」や「生活支援コーディネーター」の存在が重要である。

「取組項目3 区民の地域課題を解決する力を引き出す」について

- (9) 区に課題解決を求めることが多いが、民間や町会等の力を引き出すことが必要である。
- (10) 興味のある取組に参加しやすくするため、地域活動団体の情報発信を充実することが必要である。

これらの意見を踏まえ、施策1への提言を、1ページの枠内にまとめています。

- ① 町会・自治会に対する意見
- ② 保護司および民生・児童委員の活動に対する意見
- ③ 地域の活動者を支援するコーディネーターの存在に対する意見
- ④ 団体の力を引き出すような支援に対する意見

＜施策2 誰もが安心して生活できる環境を整える＞

区から提示された重点的取組項目

- 1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する
- 2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する
- 3 災害時の要支援者対策を推進する

【主な意見】

「取組項目1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する」について

支援者を支援する取組に関して

- (1) 担当職員がつぶれてしまわないように、関係機関が連携し、カンファレンスを実施できる体制が大事である。
- (2) 支援者を支援し「支援者の輪」をつくることが重要である。

その他に関して

- (3) 訪問支援の中で、詐欺と疑われたことがある。アウトリーチ支援においては、防犯意識の高まりの考慮も必要である。
- (4) 都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターが同じ施設にある先駆的な事例として進めていく中で課題を示していただきたい。
- (5) 虐待の防止・早期発見に関する周知啓発の充実により、地域が課題を抱える家庭を支援できるとよい。
- (6) 当事者が「街かどケアカフェ」や「相談情報ひろば」等のボランティアに参加し地域とつながることが、当事者のやりがいをサポートできるのではないかな。そうしたものを自立支援計画の中に取り入れてほしい。

「取組項目2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する」について

- (7) 福祉人材の確保に家賃補助や処遇改善は非常に有効だと思う。区は指導検査の結果や運営状況を踏まえて、福祉人材の確保・育成・定着の施策を進めてほしい。
- (8) 福祉人材の定着には、職員を守るため、カスタマーハラスメント対策やメンタルヘルスケアについて更に充実することが必要である。
- (9) サービスの質の確保のためには、指導検査体制の充実は必要である。また、福祉事業者から経営上の相談を受けるような取組等、経営支援に踏み込んだ取組ができるかどうかを検討していただきたい。

「取組項目3 災害時の要支援者対策を推進する」について

- (10) 災害時の個別避難計画にとっても期待しているが、誰が助けに来るのか、どのように助けてくれるのかわからない。事業者と連携を取ってほしい。
- (11) 避難拠点運営に携わる方へのさらなる周知がされるとよい。
- (12) 高齢者や障害者の中には避難所生活に馴染めない方も多いと思われる。福祉避

難所の拡充と直接避難が進んでいくとよい。

(13) 災害時には、地域の町会や防災会の協力が重要になる。

これらの意見を踏まえ、施策2への提言を、3ページの枠内にまとめています。

- ① 「支援者の輪」をつくることが重要である。
- ② 指導検査体制の充実が必要である。
- ③ 避難行動要支援者対策については周知が重要である。

5ページ以降には、推進委員会の委員名簿と会議の開催経過を掲載しております。後ほど御覧ください。

**○委員長** これで資料2-1の説明が終わったわけですが、いったんここで皆さんから御意見を伺い、これでよいかどうか確認してもよろしいですか。

**○事務局** はい、お願いします。

**○委員長** 今日は20時までの予定で進めたいと思います。議題数はそれほど多くはありませんが、中身は結構重要で、取りまとめていかななくてはなりません。資料2-1は、次期の練馬区地域福祉計画策定に向け皆さんからいただいた意見のまとめになります。施策3と4に関しては、まちづくりと権利擁護の関係であるためそちらの部会にお願いしてありますが、親会では施策1と2に関していただいた意見をまとめています。これについて、御意見御質問等はございませんか。

**○委員** 1ページの施策提言の④と、2ページの主な意見(9)に、「区の財源に限りがある」とありますが、文の内容としては、財源の有無よりも、団体と区が連携を取っていくことが必要であるということ述べていると思われるため、表現をどうにかできないでしょうか。

**○福祉部管理課長** 2ページにあるように、いただいた御意見に「区の財源に限りがある」といった表現があったため、そのまま(9)に記載し、1ページの施策提言にも入れましたが、この表現を入れることで一見矛盾した形になってしまいますので、必要ないと思います。基本的に言いたいことは、地域活動団体が力を引き出すことができるよう、区が支援することが必要であるという部分であるため、修正するよう検討したいと思います。

**○委員** 施策2のところで、福祉人材の確保が非常に重要であると思います。施策提言②で、「事業者への経営支援を含めた指導検査体制の充実が必要である」とまとめられていますが、指導検査体制の充実とともに、家賃補助や処遇改善等さまざまな方法での福祉人材の確保について、ある程度強調していただきたいと思います。

**○委員長** 施策提言②は、このままでは事業者への体制についてということになってしまうため、人材確保ということ提言の中に入れてほしいということですのでよろしくお願ひします。

**○委員** 文の中に「支援者を支援する」という表現がありましたが、なかなかいい言葉だと思ひます。

回覧板や掲示板等、視覚障害者が最も苦手とするものには、担当者に連絡できるような電話番号なり部署なりが書いてあるといいと思ひます。個人情報の問題があるかもしれませんが、そのような記載があれば、内容の詳細を確かめたり助けを求めたりすることができます。

民生委員は1人で何役も受け持っているため忙しく、相談したことが途中で滞ってしまいます。きめ細かく、次にバトンを受け取ってくれる方の情報が、障害者や高齢者に伝わってくると、勢いのあるまちづくりができるのではないのでしょうか。しかし、そういった負担が町会の会長にばかりいってしまうのも問題であるため、どのように手分けをしたらいいのか検討したほうがいいと思います。

**○地域振興課長** 回覧板や掲示板については、区でも公設掲示板を900基くらい持っていますが、現状、問い合わせをするためのQRコードを載せたりしています。また、区のホームページ上で、掲示板に対する問い合わせ先を載せています。各業務のポスターやチラシ等には問い合わせ先が載ってはいますが、業務だけではなく全体的な問い合わせ先については検討していきたいと思います。

**○福祉部管理課長** 民生委員についての御意見は、委員から委員への引継ぎのことであると受け止めました。民生委員は留任される場合もありますが、3年で引き継いでいきます。区では、引継ぎ研修を行っており、バトンタッチの際に地域の情報がしっかりとつながるよう、活動を支援していきたいと思います。

**○委員** 施策2の施策提言②に「事業者への経営支援を含めた指導検査体制の充実が必要である」とありますが、「指導検査」と「経営支援」は並列に置けるものでしょうか。まったく別のものではないかと思います。ここは、指導検査体制の充実とともに必要であるものを、ハード面とソフト面でうまく表現できないのでしょうか。

**○委員長** これはなかなか難しいです。事業所における虐待や質の問題があるようなところに関しては指導検査をしていき、経営に関しては経営が困難になり辞めてしまうようなところに支援をして事業所が淘汰されていかないような仕組みをつくるということであると理解していますがよろしいですか。

**○福祉部管理課長** 4ページの(9)で、福祉事業者から経営上の相談を受けるような踏み込んだ取組等についても充実していくことができないかという御意見をいただいたため、そういったことを含めて、施策提言②で「事業者への経営支援を含めた指導検査体制の充実が必要である」と表現しました。わかりづらいようですので、工夫したいと思います。

**○委員長** 他にはございませんか。皆さんからいただいた意見のまとめである資料2-1については、ここで締めてもよろしいですか。

(了承)

**○委員長** それでは、次に資料2-2、2-3、2-4について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局** 資料2-2「各部会からの計画全体に対する意見」を御覧ください。

2つの部会から計画全体に対する意見をいただきました。各部会が担当する施策3・4に対する御意見等は、次第4で報告いたします。

【福祉のまちづくり部会より】

理念に関して → コラム等の中に反映する

(1) わかりやすいコラム等で紹介してくれると自分事として捉えられるようにな

るのではないか。

- (2) 積極的な支援や一歩引いた支援という考え方を、理念の中に取り入れられるとよい。

その他に関して → 施策の中に反映する

- (3) 積極的アプローチに偏ると、弊害や行き詰まりもあるのではないか。地域が受け入れ見守るといった考え方を取り入れてほしい。

【権利擁護部会より】

→ 重層事業の取組の中に反映する

- (4) 多機関連携が必要である。

- (5) 声が出せない人のニーズをキャッチするため、行政からのアプローチが必要である。

計画の目標の設定に関して → 素案で目標を設定する中に反映する

- (6) 数値に縛られるだけではない目標設定も必要ではないか。

各部会からの意見は以上となります。

続いて、資料2-3「次期練馬区地域福祉計画における施策体系案(施策1・2)」を御覧ください。

前回示した施策体系について、重層事業に関する部分を修正したいと考えています。資料の右下の施策2の事業番号11・12は、前回では内容を1つにまとめ「事業番号11 福祉・保健関係機関の連携強化」としていましたが、重層事業が含まれていることが見えづらいという御指摘を受けたため、「事業番号11 包括的な相談支援の推進」「事業番号12 多機関協働による支援の推進」とし、さらに「事業番号13 アウトリーチ型支援の充実」となるよう変更します。

重層事業は、施策1の事業番号6・7と施策2の事業番号11・12・13の5事業を位置づけていることがわかるように、このような体系に変更したいと考えています。

続いて、資料2-4「次期練馬区地域福祉計画における各施策の方向性(案)」を御覧ください。

皆様からいただいた御意見(資料2-1)と施策の体系の変更(資料2-3)を受け、以前示した施策の内容を修正したものになります。ここでは、親会が担当する施策1・2について説明します。

表紙をご覧くださいまして、皆様から意見をいただいて修正した箇所は赤字で表示しています。また、資料2-1、2-2でいただいた意見をどの事業に反映させたかがわかるように、事業名の横に意見の番号を表記し、重層的支援体制整備事業にあたる事業は「重層事業」と表記しています。

<施策1 区民との協働と地域の支え合いを推進する>

「取組項目1 地域の福祉力を支える担い手を応援する」

- (1) 町会・自治会の活性化・相談体制の強化

町会につながっていない方が参加しやすくなるような取組が必要との意見

「その地域にお住まいの方であれば高齢者、障害者、外国人の方など誰でも参加することが可能です。様々な方が活動に参加しやすいように、積極的に活動

内容を発信する必要があります。」・・・追加

「また、各町会・自治会が培った運営に関するノウハウや情報を共有する場を提供し、活動を支援します。」・・・修正

(2) 民生・児童委員の活動支援、制度の周知

不登校の子の家庭は、家庭全体で問題を抱えている場合があり見守っていく必要があるとの意見

「生活上の様々な問題を抱えた区民を見守りつつ、幅広く相談を受けて援助する」・・・修正

(4) NPO法人（特定非営利活動法人）等への活動支援

具体的な取組として「ねりま地域活動ニュース」や「つながるカード」を参考に事業を考えているとの意見

「また、『ねりま地域活動ニュース』を引き続き発行し、団体の活動を支援します。」・・・追加

「つながるカード」は、つながるフェスタの中の1つの取組です。

「取組項目2 区民との協働で地域・社会とのつながりを支援する」

(1) 気軽に立ち寄ることのできる居場所の充実

重層事業にあたる旨の表記

(2) 社会参加のきっかけづくりの推進

地域の活動者を支える地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの存在が重要との意見

「地域活動が更に活発なものとなるためには、地域の活動者を支援する存在が重要です。」・・・追加

重層事業にあたる旨の表記

<施策2 誰もが安心して生活できる環境を整える>

「取組項目1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する」

(1) 包括的な相談支援の推進

区の地域包括支援センターや子ども家庭支援センター等の相談窓口では、属性を問わず相談を受けています。どこに相談したらよいかわからない場合の相談窓口として、練馬区社協のボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）を設置しています。・・・修正

(2) 多機関協働による支援の推進

支援者の輪をつくることが重要との意見

「多機関協働による支援を通じて、「支援者の輪」をつくります。」・・・追加

(3) アウトリーチ型支援の充実

防犯意識の高まりもあり突然の訪問は警戒する人もいるので考慮すべきとの意見

「長期的かつ継続的に関わり、個々の状況に合わせて適切な支援につながります。」・・・修正

[図表 福祉・保健に関するアウトリーチ事業一覧]

「地域福祉コーディネーター」

重層事業にあたる旨の表記

(4) 虐待の未然防止のための体制整備

東京都練馬児童相談所との連携についての意見

連携内容の説明・・・追加

「子育てや介護している方が誰にも相談できずに虐待に発展してしまうことも考えられるため、相談体制の充実を図るとともに、虐待防止に関する周知啓発を行い、課題を抱えるご家庭を支援していきます。」・・・修正

(6) 生活困窮者への支援体制の強化

本人が「街かどケアカフェ」等に参加し地域とのつながりをつくることで本人のやりがいをサポートできるのではとの意見

「自立支援計画を作成する際に、地域資源も活用していく」・・・追加

「取組項目2 質の高い福祉サービスを安定的に提供する」

(1) 福祉人材の確保・育成・定着の推進

福祉人材の定着には、職員を守るため、カスタマーハラスメント対策やメンタルヘルスケアの充実が求められるとの意見

「職員とその家族を対象に、相談窓口を設置しサポートしていきます。」・・・追加

(3) 福祉サービス事業者への指導検査体制の充実

「指導検査を実施し、事業者の適正な運営を促すことで、利用者の視点に立った良質なサービスを提供するとともに、職員が安心して働ける職場環境をつくり、福祉人材の育成・定着につなげます。」・・・修正

「取組項目3 災害時の要支援者対策を推進する」

(1) 避難行動要支援者対策の推進

個別避難計画の作成について、事業者と連携を取ってほしいとの意見

「作成については、介護・障害福祉サービス事業者と連携を図っていきます。」・・・追加

「避難拠点等における安否確認や避難支援の体制を強化します。」・・・追加

以上、いただいた意見をもとに修正した施策1・2の方向性について説明いたしました。

○委員長 先ほどの説明でいただいた意見と、今の説明の意見で、違いがあるということはないと思いますがいかがでしょうか。先ほどの「意見のまとめ」を、今の「各施策の方向性」に反映した上で、最終的には正副委員長に一任していただけるということでしょうか。それではその前に、資料2-2、2-3、2-4について、御意見御質問をお願いします。

○副委員長 支援者支援の視点が入っており、練馬区としての色が出せ、いい計画であると思います。

アウトリーチのような積極的に関わる支援も大事であるが、ゆるやかに見守ることも大事であるという意見がありましたが、大事な視点であるため、うまく表現して入れていただきたいと思います。

○委員長 修正点は赤字になっていますが、その部分で何か気になるところはありませんか。

○委員 資料2—4の施策1の取組項目1の「(4) NPO法人（特定非営利活動法人）等への活動支援」について、昨日「虹のカフェ大泉」に相談に来られた方が、新しいことを立ち上げる際にあるボランティア保険の説明がほしいとのことでした。そこで、社協のボランティア保険について説明をしましたが、協働推進課で扱っているボランティア保険は違いがわからず説明できませんでした。ボランティア保険の仕組みを簡単に説明願えませんか。

○協働推進課長 町会・自治会を含めた地域活動団体の皆様が、活動するにあたっての保険に協働推進課で加入しています。町会・自治会はすべて加入しており、地域活動団体は規約や名簿を出していただければ無料で入れます。協働推進課が保険会社と契約する形になります。具体的な金額は今はっきりとはわかりませんが、死亡・入院・けが・通院等に対し支払われます。協働推進課につないでいただければ、そのような保険に入ることができますので御連絡ください。

○委員 社協のボランティアセンターも、ボランティア保険の手続き窓口となっています。ボランティア活動をする際に使え、年単位で個人で入るボランティア保険と、行事を企画する団体が人数分の申請をする行事保険があります。

○委員 協働推進課と社協のどちらの保険にも加入していて事故が起きた場合には、どちらから保険金が支払われるのでしょうか。

○委員長 確かにそうですね。両方の保険に入ることに問題はないのでしょうか、両方から出るということはないのですか。

○副委員長 個別性が高く、保険会社の判断ということになると思います。問題がないように両方に入っておくことがいいのではないのでしょうか。

○協働推進課長 協働推進課でもケースによってということになると思います。保険会社に問い合わせてみないとわかりません。

○委員長 それでは、調べていただき後ほど回答していただくということでよろしいですか。

○委員 資料2—4の施策2の取組項目1にある重層事業で（1）と（2）の違いがわかりません。（2）では「複合的な課題は、生活福祉課の連携推進担当がコーディネーターとなって調整を行っています」とありますが、（1）では「適切な相談支援機関につながります」とあり、同様の内容ではないかと思えます。

○生活福祉課長 それについては、この後説明する資料3の項目とリンクさせている部分があるため、資料2の内容と照らし合わせながら資料3の説明させていただければと思います。

○委員長 練馬区の包括相談支援の体制がどのように展開するかをお聞きすればわかるのではないかと思います。

○副委員長 以前、こども食堂をどうするかという話が出ていたと思います。「街かどケアカフェ」等の居場所づくりについての記載はありますが、こども食堂についてはどうなるのでしょうか。

○福祉部管理課長 こども食堂について直接言及しているところは、資料2-4の施策1の取組項目2の（1）になります。区の支援の具体例として、「練馬区こども食堂MAP」の作成を記載しています。こども食堂の活動に対する支援は、区としても居場所づくりという重要なことであると考えています。

○委員長 それでは、今いただいた意見と推進委員会としての意見のまとめを踏まえ、方向性も含め修正があれば修正していただきます。その上については、正副委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（了承）

○委員長 それでは、次第3の「練馬区の重層的支援体制の整備について」、事務局より説明をお願いします。

○生活福祉課長 資料3をベースに資料2-3、2-4も関連して説明させていただきます。重層的支援体制整備事業と何か、ということですが、子育て、介護、障害、生活困窮等の縦割りで福祉の法制度ができていましたが、制度の狭間に陥ってしまったり、既存の制度ではなかなか取り組みにくい方々、また、課題が複雑化・複合化してなかなか発見ができなかったというような方々に対して、国も重層的支援体制整備事業を作り、早期発見と支援につなぎ、長期的かつ継続的に支援していこうと始まったものです。「2 実施事業」の（1）から（5）までを国としては、実施を求めており、区の取組みとして合致するのが資料2-3の施策1の取組項目2の事業番号6と7、そして、施策2の取組項目1の事業番号11、12、13とリンクしているとお考えいただければと思います。実施事業（1）包括的相談支援事業は施策の事業番号11になります。（2）参加支援事業についてが、事業番号7、（3）地域づくりに向けた支援事業が、事業番号6となります。そして、（4）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につきましては、事業番号13、（5）多機関協働事業については、事業番号12というところの関連がありますので、ご理解いただければと思います。それぞれどのようなものかといいますと、資料3の2ページをご覧くださいと、練馬区における重層的支援体制の支援の流れを示しております。国が求める（1）から（5）の事業に分類したのが3ページ以降のものになります。資料3につきましては、国の求める重層的支援体制に記載のある事業で、国はそれぞれの支援について、法に基づく事業を実施することを規定しています。そのため、国のオーダーに応じて、それぞれの事業に分類したのが3～5ページに具体的に記載しております。本区としては、国が求めているもの以上に、本会議でも地域づくり支援については、相談情報ひろばも含まれるのではないかなというようにお声もいただいておりますので、施策に取り入れています。資料3は国が求める重層的支援体制整備事業をどうするか、そしてそれを区の施策として取りまとめたものが資料2-3、2-4となります。その中で、先ほどご質問のありました、地域づくりでは資料2-4の5ページの（1）が居場所の充実、（2）が社会参加となっています。居場所は街かどケアカフェ、相談情報ひろば、こども食堂が合致します。社会参加のきっかけづくりは、地域福祉コーディネーターが行っている、まだどこにもつながっていない方々をボランティア団体や地域でやっておられるいろいろな居場所など、様々な

ところにつなげていく、そのような活動を、ここでは地域福祉コーディネーターの取組として記載しております。また、あすはステーションについては、ひきこもりの方々の社会参加のきっかけづくりとなるような事業として、区としてははじめたものですので、記載しております。資料3、資料2-4については、整合性を持ちながら、重層的支援体制を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○委員長** 今、練馬区の重層的支援体制整備事業について、ご説明いただきました。御意見御質問いかがでしょうか。

**○委員** 南大泉から東大泉に引っ越して5年になりますが、その中で社協や地域のいろいろなグループとのつながりができ、引っ越してきたが今困っていることは何かということになりました。「横断歩道の信号の色がわからない」「スーパーでの買い物方法がわからない」「郵便物を誰に読んでもらったらいいかわからない」「隣近所との話をどうしたらいいかわからない」といったことをいくつか挙げ、地域の方々と話し合い、ある点については引き受けてくれるという人もおり、最初のうちはうまくいったように思えました。しかし、だんだん責任が一人にかかってくるが多くなり、持続性という問題としてどうしていくか考えなければならぬと感じました。それが地域で生きるということにもつながり、隣近所とのコミュニケーションあるいはコーディネーターの力にもなってくるのかもしれない。引っ越してきた方たちを仲間に引き入れた形で皆で手助けし、問題点を解決していくことはいい方法であると思いました。

**○委員** いつも委員とお話しする際に、地域で生活する中で不安に感じることをお聞きしています。地域とのつながりがなかなかなく、いざ災害が起こったらどうしたらいいのか、誰が自分を助けてくれるのかといった心配があり、実際に被災した時の話も聞いています。しかし、すぐ何か改善したり、解決するのは難しいと思います。委員と一緒に、視覚障害者が地域で生活していることを地域の方々に知ってもらい、困っていることや、どんなことに地域の人が必要であるかを皆で考える機会をつくってほしいと思います。今後も一緒に考えていきたいと思います。

**○生活福祉課長** 具体のニーズに基づいた貴重なお話でした。引っ越した時の支援のニーズは、既存の法定の事業ではカバーできませんが、地域で生活していくには必要な支援ニーズであると思います。社協の協力もあり、必要な支援を、法定の事業だけではなく、地域で活動している方々の力も借りながら全体を支えていくことは、まさに重層の目指すところでもあります。その中心的な担い手である社協が強みを発揮していくところなのではないかと思いました。その上で、複数の人が絡むと引継ぎがうまくいかず支援の輪がほころぶことがあり、委員の地域生活が困難になるようなことがあってはなりません。連携した支援が長期的に継続的にできるように支援者支援という視点も含め多機関協働という仕組みも打ち出しています。区の調整機能もフルに生かし、社協の力もフルに活用しながら支援をつなげていきたいと改めて思いました。

**○委員長** 重層的支援体制整備事業は、支援のプラットフォームをつくるのが大事です。支援者に対する支援をやっていくことは重要で、一人にお願いしていると、その方ができなくなったら後が続きません。地域住民すべてに委員の個人情報を知らせてもいいということであれば、委員を支援してくれる方のネットワークをつくることはできると思います。

しかし、重層的支援体制整備事業により練馬区すべての方の個別支援ができるかという時間も人材も限りがあるため難しいです。ただ、練馬区もそういったことに一歩踏み出したということです。重層的支援体制整備事業は夢のような話に聞こえますが、まずは一つ一つできることからやっていくことになるのではないのでしょうか。社協からも個別の方の課題は一つ一つ何ができるか考えていこうという話もあり、そのように取組が進んでいくと思います。

○委員 多機関協働事業については、複数の機関を招集してケース検討するため、時間がかかるのではないのでしょうか。直営の事業については人員を増やそうとしているところもあるようですが、支援体制が設定され実施された後に、そこにいる人員だけでスムーズに会議が開催されて事業者まで話がいくまでのスピード感に課題はないのでしょうか。実施後に課題を抽出できるような評価があればいいと思います。

○生活福祉課長 おそらく実体験も踏まえてのことだと思いますが、確かにスピード感には課題があります。関わる人が多ければ多いほど、一堂に会する調整にも時間がかかります。その間に課題が深刻化していってしまうことはあってはならないので、ZOOM等の活用も検討していかなければならないと思います。また、区が主催しお集まりいただく方法もありますが、各機関が実施しているケース検討会議に参加させていただき多機関協働の機能を果たすこともできます。いろいろな場所やツールを用い、協働の仕組みを強化していかなければなりません。特にスピード感を持った取組は求められてきますので、運営方法を工夫しながらやっていきたいと思っています。また、振り返りの中でPDCAサイクルを回していきたいと考えています。

○委員長 重層的支援会議は、既存の会議体や利用者に近い個別の支援会議に参加し、調整を図っていくといった機動的な形で対応していかないと、スピード感のようなものは担保できないのではないのでしょうか。国からも、既存の会議体等を重層的支援会議と読み替えてもいいと言われていています。重層的支援会議を開くことが目的であると捉えられてしまうとスピードは遅くなってしまいます。そこは区の運用方法次第ですので、工夫していただきたいと思っています。

包括的相談支援事業で受け止められない場合、どこに相談すればいいのかという時には社協のボランティアコーナーに相談してほしいという記載に対し、その関係性がよくわからないという意見がありましたが、それは解決できましたか。

○委員 図を見て理解しました。課題が複合した場合にはどこに相談すればいいかという問いについての答えとして今回わかったのですが、まずは包括的などところで受け止め解決を図り、そこでできなかった場合に多機関協働に行くというフローチャートを見てすっきりと納得しました。スピード感にもつながるところなので、相談できる機関がスムーズに多機関協働のほうに流れるか、もしくは重層的支援会議が開きやすくなるのが課題であると思います。

○委員 相談支援機関として、高齢者・障害・子ども等のさまざまな機関が列挙されていますが、運営形態が委託や直営等いろいろあります。それぞれ事業者が違う中で、委託業者が課題を事業者ごとに共有したり解決したりしていくことについて、何か連絡体制や連携方法で工夫されているところはあるのでしょうか。

○**高齢者支援課長** 地域包括支援センターでは、地域ケア会議や、さまざまな団体が集まり地域の課題について話し合う会を設けています。委託や直営にかかわらず、施設の機能や役割等、それぞれができることできないことを持ち寄りながら、地域にとっていろいろな人が住みやすくなるためにはどうしたらいいのかということテーマに話し合う機会を設けています。重層的支援ということでは、家族のことであれば社協に来ていただいたり、お子さんのことであれば保育園にお声掛けしたりしながらやっています。地域包括支援センターそのものの運営に関しては、いろいろな団体から意見をいただく場である地域包括ケア推進協議会もあり、その中で意見を聞きながら進めていっています。

○**委員** 社協で相談を受けている中で、課題が複合化・複雑化してきていたり、世帯としての課題が見えてきたりすることもあるため、1つの機関だけで解決していくことは難しいことが非常に多くなっています。これから社会参加したいという方の相談を受けている時に、家族の相談を一緒に受けたり、高齢の両親の問題については地域包括支援センターと連携したり、経済的な問題については福祉事務所や生活サポートセンターと連携しながら、世帯を支えるために、それぞれの機関とケース会議等をしながら話し合っていかなければなりません。そこでうまくいかず進みづらい時には多機関協働事業を使うなど、段階を踏みながらいろいろな機関と連携してやっていくことが大事だと思います。

○**委員長** 資料3の6ページの「連携体制の構築」については、庁内連携会議や連絡部会等のいろいろな会議により検討していくわけです。重層的支援体制整備事業で課題なのは縦割りの弊害ですが、その縦割りを一番なくすことができないのは行政だと言われています。そこをどうするかが重層的支援体制整備事業の大きなテーマであると思います。

○**委員** 「NPO法人手をつなご」は地域子ども家庭支援センターから受託をして運営していますが、地域そのものにもいろいろな協議体があり、そういったところに積極的に職員を派遣してその団体と協働をとっています。

資料3はどこに出るものですか。3ページの表で地域子ども家庭支援センター(すくすくアドバイザー)の設置数が「4所」となっていますが、実際には「5所」あります。具体的なセンター名を記載したほうが適切ではないでしょうか。

○**生活福祉課長** わかりやすいように書き方を工夫します。

○**委員長** 記載されている機関は、事業が始まると、世代や属性を越えたどんな相談でも受けることになります。

○**委員** 地域子ども家庭支援センターの1所(貫井)は、3ページの表にある「すくすくアドバイザー」が配置されていないことを明確にしていきたいです。

○**委員長** 表記を工夫していただければと思います。

○**副委員長** 重層的支援体制整備事業実施計画はすでに策定していますか。

○**生活福祉課長** 今回の地域福祉計画の中に重層的支援体制整備事業も包含するということになりますので、令和7年度からということになります。

○**副委員長** 重層的支援体制整備事業については、計画の本文の後ろに別立てで付ける形でもできるかと思っています。

東京都で話題になったのですが、虐待防止の法律は、子どもと障害と高齢の分野別になっており、成人のひきこもりの方が無理やり外に引き出されそうになり、それは虐待であ

るとなった時の対処法がありません。重層的な対応をしていると現行法で対応できないような案件がどうしても出てくる可能性があり、どこの所管かという最初の窓口が確定しないことが生じてきます。受けた窓口でニーズキャッチができないと支援が始まらないということにならないように気をつけなければなりません。ほとんどのケースはキャッチできると思いますが、時々難しいケースがあり、それをきちんとキャッチできるかどうかは重層においては大事であると思います。書き方は、溶け込ませる形もありますが、別建てする方法もあります。

○委員長 重層的支援体制整備事業において、個人情報に対する本人の同意が取れない場合にはどうするのでしょうか。

○生活福祉課長 重層的支援会議(ケース検討会議)は、本人同意がなくても個人情報の共有を関係所管でできるという法的に位置づけられた会議体です。会議の開催に際しては誓約したりしなくてはなりません。緊急性に対応できることも利点の一つですので、活用してみようと思っただけだと連携した支援が進むのではないのでしょうか。

○委員長 重層的支援体制整備事業は、地域共生社会を実現するための手段と言われています。地域住民を巻き込んでいくと、地域のボランティアが隣に住んでいることもあり、そのような場合にも守秘義務は課せられます。地域住民にどこまで当事者の情報を出せるかは課題であり、地域住民が地域で起きていることを自分ごととして捉える「我が事・丸ごと」につながっていくこととなります。練馬区もその第一歩をこれから踏み出すということです。

○副委員長 地域住民が入る場合は、重層的支援会議を「支援会議」に位置づけることにより、安心して議論ができるようになるということです。

○委員長 それでは、次第4の「部会からの報告」について、事務局より説明をお願いします。

○福祉のまちづくり係長 資料4-1を御覧ください。

福祉のまちづくり部会の意見のまとめについて御報告いたします。

福祉のまちづくり部会では、「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを推進する」というテーマで、誰もが安心して社会参加できるよう、ハード・ソフトのバリアフリーに関する施策について御意見をいただきました。

＜施策3 ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを推進する＞

区から提示された重点的取組項目

- 1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす
- 2 相互理解を促進し、誰もが社会参加しやすいまちをつくる
- 3 誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる

施策3への提言

- ① ユニバーサルデザインの考え方を浸透させ、当事者の意見を聞きながら、ハード・ソフト両面からバリアフリー整備を推進していくことが必要である。
- ② バリアフリー設備等の適正利用についての周知を促進することが必要である。
- ③ 共生社会の実現には、一人ひとりの生き方や考え方等に共感し、多様な人との違いを認め合うことが必要である。

- ④ 心のバリアフリーを推進し、やさしいまちづくりのために地域の中で行動に移せるよう、幅広く人材を育成していく必要がある。
- ⑤ 誰もが同じ情報を得られるよう、さまざまな情報提供・発信の手段および工夫が必要である。
- ⑥ さまざまな情報手段があることや活用環境についての周知を行い、理解を深める取組が必要である。

【主な意見】

「取組項目1 誰もが安心・快適に利用できる施設を増やす」について

- (1) 鉄道駅のバリアフリー化では、ホームドアの整備はぜひ進めてほしい。
- (2) 駅におけるエスカレーターの使用方法については、「歩かない」ということがもっと認知されるとよいので、引き続き周知が必要。
- (3) 施設の改修の際は利用者や介助者等の意見を大事にしてほしい。

「取組項目2 相互理解を促進し、誰もが社会参加しやすいまちをつくる」について

- (4) 心のバリアフリーを進めていくためにも、人それぞれの生き方等を、一人ひとりが共感できることが重要である。
- (5) 大人も子どもも一緒に共生社会づくりに加わってほしい。

「取組項目3 誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる」について

- (6) 情報の入手や活用においては、アプリを使用する障害者が増えているが、情報のやり取りに手間取ったり時間がかかったりすることを許容できるような社会になるとよい。
- (7) デジタルの情報発信とともにアナログの情報発信の方法も充実してほしい。

このような御意見をいただき、施策3「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める」については、

- ・使いやすい施設を増やすための駅や施設のバリアフリー
- ・共生社会実現のための心のバリアフリー
- ・情報のバリアフリー

の3点で整理し、資料2-4「各施策の方向性（案）」にまとめました。

「駅のバリアフリー化の取組」

区内各駅へのホームドア整備を位置づけました。未整備駅のうち、鉄道事業者の計画に位置づけられた駅において、ホームドアの整備が順次進められています。早期整備に向け、区は鉄道事業者と連携し、引き続き駅ホームの安全性向上に向けた取組を進めます。

「建物のバリアフリー化の取組」

バリアフリー整備のほか、ハードだけでは対応できない場合の合理的配慮に係る普及啓発や適正利用に関する普及啓発を位置づけました。これまで実施してきたハード整備に関する取組に、ソフトの取組を連動させることで、安心して使える建物を増やしていきます。

「心のバリアフリー化の取組」

多様な人や社会の中のバリア等への理解を深めるため、交流の機会や学ぶ機会の

充実を位置づけました。地域の中で一人ひとりが主体的に考え行動できるよう、これまで実施している事業等を継続して位置づけ、取り組んでいきます。

「情報のバリアフリー化の取組」

情報の入手・活用・発信という形で事業を位置づけ、生活や社会参加に必要な情報を、誰にでもわかりやすく受け取りやすいものであるよう、情報環境のバリアフリー化に取り組んでいきます。

福祉のまちづくり部会からの報告は以上になります。

○地域福祉係長 資料4-2をご覧ください。

権利擁護部会の意見のまとめについて御報告いたします。

権利擁護部会では、「権利擁護が必要な方への支援を充実する」というテーマで、認知症や障害のある方など、誰もが安心して暮らし続けられるよう、権利擁護に関する施策について御意見をいただきました。

＜施策4 権利擁護が必要な方への支援を充実する＞

区から提示された重点的取組項目

- 1 成年後見制度の利用を支援する
- 2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する
- 3 権利擁護に関連する支援事業を充実する

施策4への提言

- ① 民法改正や今後見込まれる認知症高齢者の増加に柔軟に対応できるよう、中核機関の体制・機能強化を図る必要がある。
- ② 成年後見制度を必要とする方が安心して利用できるよう、チームで本人を支える体制が必要である。
- ③ 「ねりま成年後見ネットワーク連絡会」を通じてネットワークを強化していく必要がある。
- ④ 後見人となる専門職団体以外の法人後見や市民後見人の養成が重要である。
- ⑤ 権利擁護に関する多くのニーズに対応し、本人が安心して暮らせるように、成年後見制度以外の身元保証や金銭管理等に関する取組を検討する必要がある。

【主な意見】

「取組項目1 成年後見制度の利用を支援する」について

- (1) 民法改正により成年後見制度が期間制となった場合、後見終了を中核機関がタイムリーに把握して次の支援につなげていく必要がある。

「取組項目2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する」について

- (2) 専門職の担い手は減少しており、利用者の増加で担い手不足に拍車がかかるため、法人後見と市民後見人の整備は喫緊の課題である。

「取組項目3 権利擁護に関連する支援事業を充実する」について

- (3) 成年後見制度は、生活ニーズ全体をカバーするものではないため、成年後見以外の方法を考える必要がある。

このような意見をいただき、施策4「権利擁護が必要な方への支援を充実する」について、資料2-4「各施策の方向性(案)」にまとめました。

「成年後見制度の利用を支援する取組」

制度の利用を促進するための中核機関である権利擁護センターでは、相談支援やネットワークの構築、制度の周知啓発を行ってきました。こうした取組を継続していくとともに、今後見込まれる認知症高齢者の増加や制度改正等の状況の変化に柔軟に対応できるよう体制・機能を強化していきます。

「法人後見や市民後見人の活用を推進する取組」

専門職以外の後見人の選択肢を増やすため、法人後見を実施する団体への支援や市民後見人の養成研修を今後も実施していきます。

「権利擁護に関連する支援事業を充実する取組」

成年後見制度は、身元保証や医療同意までカバーできるものではないため、成年後見制度以外の事業が求められています。区では、令和6年6月に権利擁護センターに終活相談窓口を設置し、終活の始め方や相続・遺言などの相談を受けています。この窓口寄せられる相談内容から、権利擁護や身元保証等に関するニーズを把握し、必要なサービスを検討していきます。

権利擁護部会からの報告は以上になります。

○委員長 親会以外の部会の意見のまとめや各施策の方向性（案）について説明していただきましたが、何か御質問はございませんか。

○委員 この部分に対することではないのですが、資料2-4の施策1の「取組項目1地域の福祉力を支える担い手を応援する」についてです。現行計画の表紙には子どものシルエットがありますが、全体を通すと子どもの影が薄いように感じます。もちろんサポートを受ける側の子どもは存在しますが、子どもも将来の地域の福祉力を支える担い手であるので、子どもの発言する場があってもいいのではないかと思います。「(1) 町会・自治会の活性化・相談体制の強化」の今回追加された赤字の文「その地域にお住まいの方であれば高齢者、障害者、外国人の方など誰でも参加することが可能です。」の中に「子ども」も入れたほうがいいのではないのでしょうか。そのほうが、子どもたちも自分が参加できると考えると思います。2004年に、他自治体の地域福祉計画の策定に参加したことがあり、当時はまだ計画も立派なものではなく、いろいろな地域住民が集まり、ポストイットに意見を書き、KJ法のようにブレインストーミングしてカテゴライズするというやり方で進めていた際、子どもも一生懸命意見を言ってくれていました。そういった姿を思い出すと、今回の計画にも子どものことがもう少し入ったらいいと思いました。

○福祉部管理課長 御指摘以外の部分においても、地域福祉計画全体に子どもの参加について盛り込めないか検討いたします。ただ、子どもについては、子ども・子育て支援事業計画がありますので、そちらの中身も反映しつつ進めていきたいと考えています。

○委員長 それでは、次第5の「地域福祉活動計画の進捗状況について」説明をお願いします。

○委員 資料5を御覧ください。

社会福祉協議会では、次年度からの地域福祉活動計画の準備を進めています。

本日は、計画の体系図を基に進捗状況を報告いたします。

「基本理念」

『ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～』

前計画から継続して取り組んでいきます。

「重点的な取り組み」

『ネリーズ・社会福祉法人等のネット・地域福祉コーディネーターが協働した地域づくり』

ネリーズ(地域をよくしたいと思っている皆さんや地域活動をしている皆さん)を含め、社会福祉法人等のネットワークを活用していきながら、地域福祉コーディネーターが協働した地域づくりを進めていきたいと思えます。

「計画の柱」

『柱1 認める 一人ひとりの生き方を認め支えあう』(個別支援)

『柱2 つながる つながり支えあう地域をつくる』(地域支援)

『柱3 活躍する・参加する それぞれの居場所と活躍の機会をつくり支えあう』  
(社会参加)

「取組項目」

**柱1**

『1 包括的に相談を受け止める』

分野に限らず、世帯としての相談を受け止めていこうと考えています。

早期に課題を発見していくためにはアウトリーチの機能を使いながら、地域の関係団体や民生委員、保護司等との連携を深めていきたいということを盛り込んでいきたいと思えます。

『2 その人らしい地域生活を支える』

障害や高齢、生活困窮や外国籍であるといったさまざまな人が、地域で豊かな生活をしていけるように支えていきたいと考えています。

必要に応じて成年後見制度の利用促進や終活の相談窓口としても受託しているため、そういったことも盛り込んでいきたいと思えます。

**柱2**

『3 地域の様々な団体・企業の連携を推進する』

地域の中で何かできないかと考えている人や地域活動団体や企業と連携を深めていけるようなネットワークづくりに取り組んでいきたいと思えます。

『4 地域課題を共有できるネットワークづくり』

テーマ型のネットワークづくりということで、子どもに関する支援をしている団体とネットワークをつくったり、再犯や触法のおそれがある方と一緒に考える場をつくったりすること等も盛り込んでいきたいと思えます。

『5 災害に備えた地域づくり』

災害ボランティアセンターを運営するという区と協定を結んでいるため、災害に備えた準備をしていくことを記載します。

『6 福祉人材の育成』

社会福祉法人のネットワークを使いながら、地域の住民に福祉に関心を持ってもらうよう、若者世代にも発信していきたいと考えています。

**柱3**

『7 誰もが参加できる地域活動の推進』

地域活動に参加する機会をさまざまつくっていきたくと考えています。

『8 多様なはたらき機会の拡充』

障害があったり、ひきこもり状態であったりしても、働く機会を体験できるような就労体験の場を少しでも多くつくっていきたくということを感じ込んでいきたくと思います。

『9 当事者が活躍する福祉教育』

障害のある当事者が小学校や中学校等に出向き直接伝えたほうが、より伝わるのではないかと、一緒に活動していきたくと思います。

このような体系で進めています。委員からは字面が多いと伝わりづらいため、なるべく簡潔にわかりやすく、イラストや写真も使い、事例やエピソードも盛り込んだほうがわかりやすいとの意見が出ており、そのような視点でつくっていきたくと考えています。

○委員長 御意見御質問ありますか。社協の計画ですが、区の地域福祉計画と連動しているものになります。いかがでしょうか。

○副委員長 今年度の策定ですか。

○委員 地域福祉計画と同様です。

○委員長 それでは議題は終了します。

次に次第6の「次回日程」について、事務局よりお願いします。

○地域福祉係長 次回の日程は、令和6年11月7日(木)午後6時から 練馬区役所アトリウム地下 多目的会議室となります。

意見記入票を配布しましたので、御意見がありましたらお寄せください。

○委員長 会議終了後、資料を見ていただき、何か気になることがございましたら意見記入票でいただきたいと、電話にて口頭でも大丈夫だそうです。本日もお忙しい中、台風も迫りくる中、ありがとうございました。皆様、気をつけてお帰りください。それでは、副委員長から一言お願いします。

○副委員長 見ていただいた通り、事務局が丁寧に我々の意見を拾ってくださり、形になってきていると思います。我々の役割は抜け・漏れがないかどうかを確認し、いい計画をつくっていくことですので、引き続きご協力をお願いします。事務局の方も大変だとは思いますがよろしくお願いします。

○委員長

それではこれにて第5期第7回地域福祉計画推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。